であり、事故時に使用したかどうかを記したものではないことから検証内容に照らして特段の説明は不要と 考えたものである。

参考1:事故時運転操作手順書の概要(AOP, EOP, SOP)

種 類	適用範囲
事象ベース AOP	あらかじめ想定された異常事象あるいは事故が発生した場合において、その起因事象確認から過渡状態が収束するまで適用(単一故障を仮定し、設計基準事故の範囲内の特定された事故毎に具体的な操作手順を示したもの)
徴候ベース EOP	事故の起因事象に囚われず、観測されるユニットの徴候に応じた操作手順を示したもの例として、原子炉がスクラムした場合はスクラム(RC)に導入される。この場合、原子炉スクラムの初動対応を実施するとともに原子炉出力、原子炉水位、原子炉圧力、タービン・電源、格納容器パラメータを監視しつつ、AOP「原子炉スクラム事故(A)MSIV 開の場合」または「原子炉スクラム事故(B)MSIV 閉の場合」の手順を並行して使用する
シビアアクシデント SOP	EOP の適用範囲を超える状態に至った場合(炉心が損傷し、原子炉圧力容器の健全性及び原子炉格納容器の健全性を脅かす可能性のあるシビアアクシデント事象)に適用

参考2:事故時運転操作手順書以外の手順書概要

種 類	概 要
ユニット操作手順書	通常の原子炉の起動・停止, 通常運転中の出力増減, 及び緊
	急停止に関する操作の手順等を示したもの
設備別操作手順書	各設備の操作を実施する際の操作手順等を示したもの
定例試験手順書	定例試験を実施する際の操作手順等を示したもの
警報発生時操作手順書	警報が発生した場合の対応操作手順等を示したもの